

第8号の2様式（第10条の2関係）

個人情報ファイル簿

令和6年4月1日

個人情報ファイルの名称	板橋区心身障害者福祉手当ファイル
行政機関等の名称	東京都板橋区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障がいサービス課 担当 障がい相談係 電話番号 03（3579）2362
個人情報ファイルの利用目的	<p>障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）第十五条により、「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。」と定められており、東京都は「東京都心身障害者福祉手当に関する条例」第一条に、「東京都と東京都の区域内に存する市町村が一体となって心身障害者福祉手当支給制度の実現を図ることにより、心身障害者の福祉の増進に資することを目的とする。」と定めている。</p> <p>板橋区は「東京都板橋区心身障害者福祉手当条例」第2条別表で規定する対象要件を満たす身体障害者、愛の手帳・戦傷病者手帳所持者、脳性麻痺または進行性筋萎縮症患者及び難病患者に対して、経済的負担の軽減を図ることを目的に手当を支給している。手当支給及び支給状況の適切な管理のために当該個人情報ファイルを利用し、保管している。</p>
記録項目	<p>1 氏名 19 受給資格消滅事由</p> <p>2 住所 20 受給者が死亡した場合の継承人と受給者本人との続柄</p> <p>3 生年月日 21 未支払手当振込先金融機関名・口座種別・口座番号・名義</p> <p>4 連絡先電話番号 22 受給者の現況届の提出状況</p> <p>5 難病名 23 現況届に付随する証明書の種別</p> <p>6 所持手帳等の種類 24 認定番号</p> <p>7 障害の種別 25 差止開始日</p> <p>8 手当額 26 差止理由</p> <p>9 手当支給開始月 27 解除日</p> <p>10 手当支給認定年月日 28 不支給開始日</p> <p>11 手当振込先金融機関名 29 不支給事由 ・口座種別・番号・名義 30 債権情報</p> <p>12 所持手帳等の変更 31 難病（小児慢性）受給者証有効期間</p> <p>13 障害種別の変更</p> <p>14 手当額の変更</p> <p>15 手当額の変更年月</p> <p>16 手当振込先金融機関・口座番号の変更</p> <p>17 受給資格消滅月</p> <p>18 受給資格消滅決定年月日</p>

記 録 範 囲	心身障害者福祉手当を申請し受給している者(受給者が20歳未満の場合はその扶養義務者を含む)(資格消滅するまで)	
記録情報の収集方法	収集の相手方：心身障害者福祉手当認定申請書を提出する本人 収集の手段：窓口申請(紙)、郵送申請(紙)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 含む(上記記録項目の番号：5, 6, 7, 12, 13) <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	<input type="checkbox"/> あり(経常的提供先) <input checked="" type="checkbox"/> なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	東京都板橋区総務部区政情報課	
	〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	<input type="checkbox"/> あり(他の法令の規定) <input checked="" type="checkbox"/> なし	
個人情報情報別のファイルの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	/	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	/	
行政機関等匿名加工情報の概要	/	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考	業務の名称	区心身障害者福祉手当に関する業務
	ファイルに記録される本人の数	約 11,000 人
	その他	